

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（平成30年分）

（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第三（平成29年3月31日財務省告示第95号改正））

賞与の金額に 乗すべき率	甲 族							
	扶 養		親		親		族	
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000 %	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満	171	千円未満
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477
14.294	395	426	422	455	450	484	477	513
16.336	426	550	455	550	484	550	513	557
18.378	550	647	550	663	550	678	557	693
20.420	647	699	663	720	678	741	693	762
22.462	699	730	720	752	741	774	762	796
24.504	730	764	752	787	774	810	796	833
26.546	764	804	787	826	810	852	833	879
28.588	804	857	826	885	852	914	879	942
30.630	857	926	885	956	914	987	942	1,017
32.672	926	1,321	956	1,346	987	1,370	1,017	1,394
35.735	1,321	1,532	1,346	1,560	1,370	1,589	1,394	1,617
38.798	1,532	2,661	1,560	2,685	1,589	2,708	1,617	2,732
41.861	2,661	3,548	2,685	3,580	2,708	3,611	2,732	3,643
45.945	3,548 千円以上		3,580 千円以上		3,611 千円以上		3,643 千円以上	

（注）この表において「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。

また、「賞与の金額に乗すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

（備考）賞与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりです。

- 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）
 - (1) まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じです。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
 - (2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書等に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限り、）の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）、又は同居特別障害者（障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に限り、）に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

等 の 数								乙	
4 人		5 人		6 人		7 人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等 控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210	千円未満	243	千円未満	275	千円未満	308	千円未満		
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	239	千円未満
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	602	588	627		
543	591	574	618	602	645	627	671		
591	708	618	723	645	739	671	754		
708	783	723	804	739	825	754	848	239	296
783	818	804	841	825	865	848	890		
818	859	841	885	865	911	890	937		
859	906	885	934	911	961	937	988		
906	970	934	998	961	1,026	988	1,054		
970	1,048	998	1,078	1,026	1,108	1,054	1,139	296	528
1,048	1,419	1,078	1,443	1,108	1,468	1,139	1,492		
1,419	1,645	1,443	1,674	1,468	1,702	1,492	1,730		
1,645	2,756	1,674	2,780	1,702	2,803	1,730	2,827	528	1,135
2,756	3,675	2,780	3,706	2,803	3,738	2,827	3,770		
3,675	千円以上	3,706	千円以上	3,738	千円以上	3,770	千円以上	1,135	千円以上

3 扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。）

(1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年3月31日財務省告示第115号（平成29年3月31日財務省告示第95号改正）第3項第1号イ(2)若しくはロ(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。

5 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。